

岐阜都市計画生産緑地地区の変更 理由書

1 これまでの経緯

生産緑地地区は、市街化区域内の農地等を対象に、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成等、良好な生活環境の確保を図るため都市計画に定める地域地区である。

平成 27 年に都市農業振興基本法が国により制定され、これを契機に都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換された。

本市では、令和 3 年 2 月に「岐阜市農業振興ビジョン」、令和 4 年 3 月には「岐阜市都市計画マスタープラン」及び「岐阜市緑の基本計画 2022」を策定し、生産緑地制度の導入や生産緑地地区活用の検討を位置付けた。

そうした中、令和 4 年度から生産緑地地区の指定を開始し、令和 4 年 12 月 12 日に、市橋、島地域内などで 18 地区の農地（面積約 2.5ha）について、生産緑地地区の都市計画決定を行った。次いで、令和 5 年 12 月 1 日に島地域内で 7 地区の農地（面積約 0.8ha）について、令和 6 年 12 月 4 日に島地域内で 2 地区の農地（面積約 0.1ha）について生産緑地地区に追加する都市計画変更を行い、生産緑地地区は 27 地区（面積約 3.4ha）となっている。

2 都市計画変更の必要性

令和 8 年 4 月 23 日に都市計画協力団体であるぎふ農業協同組合から、城西、則武地域内の 2 地区の農地（面積約 0.17ha）について、新たに生産緑地地区に指定する都市計画変更の提案が本市に提出された。

提案された各農地については、岐阜市農業委員会の協力のもと、それぞれ一団で 500 m²以上の農地であること、全ての土地所有者等の同意が得られていること、また、農地として適正に管理がなされているとともに、今後も継続的な営農が見込まれることなど、所定の要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、生産緑地地区として良好な都市環境の形成に充分資することができるものであるため、岐阜都市計画生産緑地地区の変更を行うものである。